4 国民年金の保険料免除

国民年金の第 1 号被保険者の中には、失業して所得のない方など、多様な方々が含まれています。 その中には、経済的な理由などにより一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みが設けられています(10 年以内であれば追納が可能)。

保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続をとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1又は4分の1の納付が免除されます。

この申請による保険料免除を受けている期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額納付した場合と比べて、全額免除=3分の1、4分の3免除=2分の1、半額免除=3分の2、4分の1免除=6分の5としてそれぞれ計算されます。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

<図表3-4> 免除の対象となる所得のめやす(平成19年度)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4 人世帯 (夫婦・子 2 人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、申請などの手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人等 保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、3分の1として計算されます。 また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。